

## 国土交通省の各関係地方整備局による行政処分

### [関東地方整備局]

#### ○塩原発電所に対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 許可処分のうち河川法第 23 条の許可(流水の占有)の部分を取り消す。
- ・ 許可処分のうち河川法第 24 条の許可(土地の占有)は、次により、新たに許可を取得し、又は全ての工作物を除却するまでの間に限り、効力を有するものとする。
  - (1)新たに流水の占有を行おうとする場合は、本処分の日から一年以内に従前の許可内容どおりの流水の占有を可能とするために必要な調査を実施の上、是正計画を作成し、これを添付の上、是正計画を踏まえた法に基づく許可の申請を行うこと。その際、完了検査合格後 3 年間は検証期間とし、是正措置の効果を評価・確認するための措置として、毎年 1 カ月の使用停止期間を設けること。
  - (2)流水の占有を行わない場合は、全ての工作物を除却すること。
- ・ 本件処分の日から新たな河川法に基づく許可を取得するまでの間における蛇尾川ダムの貯留水の管理については、河川管理者の指示に従うこと。
- ・ 本件の経緯・内容につき、栃木県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

#### ○小武川第 3 発電所に対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 上来沢川ダムの安全性を確保するために必要な調査を実施のうえ、是正計画を作成し、これを添付の上、是正計画を踏まえた河川法に基づく許可の申請を行うこと。
- ・ 是正計画に沿った措置が完了するまでの間、上来沢川ダムの流水の占有の許可の効力(使用)を停止する。
- ・ 今後 10 年間は是正計画の検証期間とし、第三者によるダム管理の適正性点検を行い、その結果を報告すること。
- ・ 本件の経緯・内容につき、山梨県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

#### ○玉原発電所に対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 本件処分の日から 1 ヶ月以内に堤体の安全点検、管理体制、関連職員に対する研修等を内容とする自己点検計画を策定し、報告すること。
- ・ 今後 10 年間は自己点検計画の検証期間とし、第三者による堤体の安全性点検を行い、その結果を報告すること。
- ・ 本件の経緯・内容につき、群馬県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

#### ○河川法第 75 条第 1 項に基づく発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の徹底

- ・ 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
- ・ 河川法令の遵守意識の徹底
- ・ 河川法令手続き等に係る事前相談の実施
- ・ 定期的な自己点検

## [北陸地方整備局]

### ○安曇発電所に対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 本件処分の日から 1 ヶ月以内に堤体の安全点検、管理体制、関連職員に対する研修等を内容とする自己点検計画を策定し、報告すること。
- ・ 今後 10 年間で自己点検計画の検証期間とし、第三者による堤体の安全性の点検を行い、その結果を報告すること。
- ・ 本件の経緯・内容につき、長野県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

### ○水殿発電所に対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 本件処分の日から 1 ヶ月以内に堤体の安全点検、管理体制、関連職員に対する研修等を内容とする自己点検計画を策定し、報告すること。
- ・ 今後 10 年間で自己点検計画の検証期間とし、第三者による堤体の安全性の点検を行い、その結果を報告すること。
- ・ 本件の経緯・内容につき、長野県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

### ○野反ダムに対する河川法第 75 条第 1 項に基づく命令

- ・ 本件処分の日から 1 ヶ月以内に堤体の安全点検、管理体制、関連職員に対する研修等を内容とする自己点検計画を策定し、報告すること。
- ・ 今後 10 年間で自己点検計画の検証期間とし、第三者による堤体の安全性の点検を行い、その結果を報告すること。
- ・ 本件の経緯・内容につき、群馬県、長野県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

### ○河川法第 75 条第 1 項に基づく発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の徹底

- ・ 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
- ・ 河川法令の遵守意識の徹底
- ・ 河川法令手続き等に係る事前相談の実施
- ・ 定期的な自己点検

## [中部地方整備局]

### ○河川法第 75 条第 1 項に基づく発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の徹底

- ・ 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
- ・ 河川法令の遵守意識の徹底
- ・ 河川法令手続き等に係る事前相談の実施
- ・ 定期的な自己点検

## [東北地方整備局]

### ○河川法第 75 条第 1 項に基づく発電水利使用に関する不適切事案に対する再発防止策の徹底

- ・ 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
- ・ 河川法令の遵守意識の徹底
- ・ 河川法令手続き等に係る事前相談の実施
- ・ 定期的な自己点検

## ○発電所概要

- ・<sup>しおばら</sup>塩原発電所（<sup>やしお</sup>八汐ダム）  
発電所住所：<sup>なすしおばらし</sup>栃木県那須塩原市 最大出力：900,000kW
- ・<sup>こむかわ</sup>小武川第三発電所（<sup>かみくりさわがわ</sup>上来沢川ダム）  
発電所住所：<sup>ほくとし</sup>山梨県北杜市 最大出力：2,200kW
- ・<sup>たんばら</sup>玉原発電所（<sup>たんばら</sup>玉原ダム）  
発電所住所：<sup>とねぐん</sup>群馬県利根郡<sup>まち</sup>みなかみ町 最大出力：1,200,000kW
- ・<sup>あずみ</sup>安曇発電所（<sup>ながわど</sup>奈川渡ダム）  
発電所住所：<sup>まつもとし</sup>長野県松本市 最大出力：623,000kW
- ・<sup>みどの</sup>水殿発電所（<sup>みどの</sup>水殿ダム）  
発電所住所：<sup>まつもとし</sup>長野県松本市 最大出力：245,000kW
- ・<sup>きりあけ</sup>切明発電所（<sup>のぞり</sup>野反ダム）  
発電所住所：<sup>しもたかいぐんやまのうちまち</sup>長野県下高井郡山ノ内町 最大出力：20,000kW